

○農作物共済損害評価要綱（平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1章 通則</p> <p>第12節 損害評価野帳等の取扱い (削る)</p> <p>第2章 損害評価</p> <p>第3節 現地評価</p> <p>第1 組合等 組合等は、引受方式ごとに次のとおり現地評価を行う。</p> <p>1 全相殺方式</p> <p>(2) 組合員等ごとの収穫量の調査 組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。 なお、収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地又は売り渡されない耕地に係る収穫量は、一筆方式に準じて調査を行うものとする。</p> <p>ア 施設計量全数調査 施設計量全数調査は、組合員等ごとの基準収穫量を乾燥調製施設の計量結果を基礎として設定している場合に行うものとし、収穫期において、次のとおり行う。 (ア) 乾燥調製施設の計量結果について、乾燥調製作業の受託者が書類を組合等に提出又は提示（以下「提出等」という。）する場合</p>	<p>第1章 通則</p> <p>第12節 損害評価野帳等の取扱い</p> <p>3 野帳の訂正 <u>野帳及び平均単収差計算表の記入は、インクによることを原則とし、訂正を行う場合は消ゴム又はナイフ等をもって削ることなく必ず複線をもって訂正し、訂正者が押印しなければならない。また、汚損した場合でも書き替えないものとする。</u></p> <p>第2章 損害評価</p> <p>第3節 現地評価</p> <p>第1 組合等 組合等は、引受方式ごとに次のとおり現地評価を行う。</p> <p>1 全相殺方式</p> <p>(2) 組合員等ごとの収穫量の調査 組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。 なお、収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地又は売り渡されない耕地に係る収穫量は、一筆方式に準じて調査を行うものとする。</p> <p>ア 施設計量全数調査 施設計量全数調査は、組合員等ごとの基準収穫量を乾燥調製施設の計量結果を基礎として設定している場合に行うものとし、収穫期において、次のとおり行う。 (ア) 乾燥調製施設の計量結果について、乾燥調整作業の受託者が書類を組合等に提出又は提示（以下「提出等」という。）する場合</p>

① 農業協同組合又は集荷業者が資料を提出等する場合  
a～c (略)

d 施設計量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

e (略)

② (略)

(イ) (略)

イ 売渡数量全数調査

売渡数量全数調査は、麦について、組合員等ごとの基準収穫量を売渡数量を基礎として設定している場合に行うものとし、収穫期において、次のとおり行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 売渡数量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

(オ) (略)

ウ (略)

(3) 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査

組合等は、一筆全損被害及び一筆半損被害の該当筆を決定するため、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査を収穫期において次に基づき行う。

ア～ウ (略)

エ 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

2 半相殺方式及び特例半相殺方式

(1) 農家申告抜取調査

(ア)～(オ) (略)

(カ) 農家申告抜取調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

(キ) (略)

① 農業協同組合又は集荷業者が資料を提出等する場合  
a～c (略)

d 施設計量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。

e (略)

② (略)

(イ) (略)

イ 売渡数量全数調査

売渡数量全数調査は、麦について、組合員等ごとの基準収穫量を売渡数量を基礎として設定している場合に行うものとし、収穫期において、次のとおり行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 売渡数量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。

(オ) (略)

ウ (略)

(3) 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査

組合等は、一筆全損被害及び一筆半損被害の該当筆を決定するため、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査を収穫期において次に基づき行う。

ア～ウ (略)

エ 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。

2 半相殺方式及び特例半相殺方式

(1) 農家申告抜取調査

(ア)～(オ) (略)

(カ) 農家申告抜取調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。

(キ) (略)

#### 4 品質方式及び災害収入共済方式

##### (2) 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量につき、次のア又はイの調査を行う。なお、収穫物が出荷されない耕地に係る収穫量は、一筆方式に準じて行う調査及び次のウの品位判定調査を行うものとする。

##### ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を売渡受託者等の出荷数量等を基礎として設定している場合において行うものとし、次のとおり行う。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 出荷数量等調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等へ提出する。

##### イ (略)

##### ウ 品位判定調査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

(エ) (略)

#### 5 一筆方式及び特例一筆方式

##### (1) 全筆調査

全筆調査は、損害通知のあった耕地について、収穫期において、次のとおり行う。

ア～ウ (略)

エ 全筆調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

オ・カ (略)

#### 第2 都道府県連合会

都道府県連合会は、次のとおり現地評価を行う。

#### 4 品質方式及び災害収入共済方式

##### (2) 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量につき、次のア又はイの調査を行う。なお、収穫物が出荷されない耕地に係る収穫量は、一筆方式に準じて行う調査及び次のウの品位判定調査を行うものとする。

##### ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を売渡受託者等の出荷数量等を基礎として設定している場合において行うものとし、次のとおり行う。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 出荷数量等調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等へ提出する。

##### イ (略)

##### ウ 品位判定調査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。

(エ) (略)

#### 5 一筆方式及び特例一筆方式

##### (1) 全筆調査

全筆調査は、損害通知のあった耕地について、収穫期において、次のとおり行う。

ア～ウ (略)

エ 全筆調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。

オ・カ (略)

#### 第2 都道府県連合会

都道府県連合会は、次のとおり現地評価を行う。

2 品質方式及び災害収入共済方式

都道府県連合会は、品質方式に係る耕地のうち組合等の全筆調査及び品位判定調査の対象耕地について、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに、次のとおり、現地で実測の方法により行う。また、災害収入共済方式に係る耕地について、必要に応じて（５）の見回り調査を行う。

(2) 連合会品位判定調査

ア～エ (略)

オ 連合会品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を都道府県連合会へ提出する。

カ (略)

様式は別添のとおり。

附 則

- 1 この通知は、令和2年12月25日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。この場合において、押印は要しないものとする。

2 品質方式及び災害収入共済方式

都道府県連合会は、品質方式に係る耕地のうち組合等の全筆調査及び品位判定調査の対象耕地について、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに、次のとおり、現地で実測の方法により行う。また、災害収入共済方式に係る耕地について、必要に応じて（５）の見回り調査を行う。

(2) 連合会品位判定調査

ア～エ (略)

オ 連合会品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、都道府県連合会へ提出する。

カ (略)

様式は別添のとおり。

<改正後>

様式例第1号の1

損害通知書兼野帳（全相殺方式）

〈全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査〉

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択		組合員等記入日	
大地区		小地区		損害評価地区		階層名			
組合員等コード		組合員等氏名				評価者			

（表略）

農家の記入についてのお願い

1～6 （略）

（注意）

（削る。）

1～5 （略）

<現行>

様式例第1号の1

損害通知書兼野帳（全相殺方式）

〈全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査〉

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択		組合員等記入日	
大地区		小地区		損害評価地区		階層名			
組合員等コード		組合員等氏名				評価者			

（表略）

農家の記入についてのお願い

1～6 （略）

（注意）

1 この損害通知書兼野帳は、支払共済金の算出基礎となるから、調査の経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。もし記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者が捺印すること。汚損しても書き替えないこと。

2～6 （略）

<改正後>

様式例第1号の2

損害評価野帳（全相殺方式）

〈施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査〉

(通し番号)

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択	
組合員等コード		組合員等氏名					
評価月日		評価者					

(以下略)

<現行>

様式例第1号の2

損害評価野帳（全相殺方式）

〈施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査〉

(通し番号)

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択	
組合員等コード		組合員等氏名					
評価月日		評価者	印				

(以下略)

<改正後>

様式例第1号の3

損害通知書兼野帳（半相殺方式、特例半相殺方式）

組合員等記入日	
---------	--

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択	
大地区		小地区		損害評価地区		階層名	
組合員等コード		組合員等氏名		評価者			

（表略）

農家の記入についてお願い

1～4 （略）

（注意）  
（削る。）

1～6 （略）

<現行>

様式例第1号の3

損害通知書兼野帳（半相殺方式、特例半相殺方式）

組合員等記入日	
---------	--

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択	
大地区		小地区		損害評価地区		階層名	
組合員等コード		組合員等氏名		評価者			

（表略）

農家の記入についてお願い

1～4 （略）

（注意）

1 この損害通知書兼野帳は、支払共済金の算出基礎となることから、農家申告抜取調査の経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。  
仮に記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者が捺印すること。汚損しても書き替えないこと。

2～7 （略）

<改正後>

様式例第1号の4

損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）

組合員等記入日	
---------	--

共済目的		類区分		支払開始損害割合		統計単位地域		一筆半損選択	
------	--	-----	--	----------	--	--------	--	--------	--

組合員等コード		組合員等氏名		評価者	
---------	--	--------	--	-----	--

（表略）

農家の記入についてのお願い

1～3 （略）  
（注意）  
（削る。）

1～5 （略）

<現行>

様式例第1号の4

損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）

組合員等記入日	
---------	--

共済目的		類区分		支払開始損害割合		統計単位地域		一筆半損選択	
------	--	-----	--	----------	--	--------	--	--------	--

組合員等コード		組合員等氏名	㊟	評価者	㊟
---------	--	--------	---	-----	---

（表略）

農家の記入についてのお願い

1～3 （略）  
（注意）

1 この損害通知書兼野帳は、支払共済金の算出基礎となるから、調査の経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。もし記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者が捺印すること。汚損しても書き替えないこと。

2～6 （略）

<改正後>  
様式例第1号の5

損害通知書兼野帳（品質方式、災害収入共済方式）  
（全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査）

共済目的		類区分		引受方式		共済限度額割合		一筆半損選択	
大地区		小地区		損害評価地区					
組合員等コード		組合員等氏名		評価者					

組合員等記入日	
---------	--

（表略）

農家の記入についてのお願い

1～6 （略）

（注意）

（削る。）

1～4 （略）

<現行>  
様式例第1号の5

損害通知書兼野帳（品質方式、災害収入共済方式）  
（全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査）

共済目的		類区分		引受方式		共済限度額割合		一筆半損選択	
大地区		小地区		損害評価地区					
組合員等コード		組合員等氏名		評価者					

組合員等記入日	
---------	--

（表略）

農家の記入についてのお願い

1～6 （略）

（注意）

1 この損害通知書兼野帳は、支払共済金の算出基礎となるから、調査の経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。もし記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者捺印すること。汚損しても書き替えないこと。

2～5 （略）

<改正後>

様式例第1号の6

損害評価野帳（品質方式、災害収入共済方式）

<出荷数量等調査、青色申告書等調査>

共済目的		類区分		引受方式		共済限度額割合		一筆半損選択	
組合員等コード		組合員等氏名		評価者					

（表略）

（注意）

（削る。）

1～3 （略）

<現行>

様式例第1号の6

損害評価野帳（品質方式、災害収入共済方式）

<出荷数量等調査、青色申告書等調査>

共済目的		類区分		引受方式		共済限度額割合		一筆半損選択	
組合員等コード		組合員等氏名		評価者					印

（表略）

（注意）

1 この損害評価野帳は、支払共済金の算出基礎となるから、調査の経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。もし記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者が捺印すること。汚損しても書き替えないこと。

2～4 （略）

## <改正後>

### 様式例第1号の7

#### 損害通知書兼野帳 (一筆方式、特例一筆方式)

組合員等記入日

共済目的		類区分		支払開始損害割合			
大地区		小地区		損害評価地区		階層名	
組合員等コード		組合員等氏名		評価者			

(表略)

農家の記入についてのお願い

1～3 (略)

(注意)  
(削る。)

1～4 (略)

## <現行>

### 様式例第1号の7

#### 損害通知書兼野帳 (一筆方式、特例一筆方式)

組合員等記入日

共済目的		類区分		支払開始損害割合			
大地区		小地区		損害評価地区		階層名	
組合員等コード		組合員等氏名		④	評価者		④

(表略)

農家の記入についてのお願い

1～3 (略)

(注意)

1 この損害通知書兼野帳は、支払共済金の算出基礎となるから、全筆調査の経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。もし記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者が捺印すること。汚損しても書き替えないこと。

2～5 (略)

## <改正後>

### 様式例第1号の8

#### 本年収穫量の類区分別内訳

<全相殺方式（施設計量全数調査、青色申告書等調査）、品質方式・災害収入共済方式（青色申告書等調査）>

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

共済目的	
------	--

(以下略)

## <現行>

### 様式例第1号の8

#### 本年収穫量の類区分別内訳

<全相殺方式（施設計量全数調査、青色申告書等調査）、品質方式・災害収入共済方式（青色申告書等調査）>

組合員等コード		組合員等氏名	㊞
---------	--	--------	---

共済目的	
------	--

(以下略)

〈改正後〉

様式例第1号の9

販売金額等の品目別内訳書

〈全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式（青色申告書等調査）〉

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

共済目的	
------	--

（以下略）

〈現行〉

様式例第1号の9

販売金額等の品目別内訳書

〈全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式（青色申告書等調査）〉

組合員等コード		組合員等氏名	㊞
---------	--	--------	---

共済目的	
------	--

（以下略）

〈改正後〉  
様式第7号の1

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事  
市町村長

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈現行〉  
様式第7号の1

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事  
市町村長

㊞  
㊞

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈改正後〉  
様式第7号の2

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事  
市町村長

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈現行〉  
様式第7号の2

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事  
市町村長

印  
印

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈改正後〉

様式第8号の1

令和 年産（ 共済目的 ） 組合等当初評価高報告書（定期報告）

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事  
市町村長

（以下略）

〈現行〉

様式第8号の1

令和 年産（ 共済目的 ） 組合等当初評価高報告書（定期報告）

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事  
市町村長

㊟

㊟

（以下略）

<改正後>  
様式第10号

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事

保 険 金 請 求 書 （ 引 受 方 式 ） （ 〇 回 目 ）

（以下略）

<現行>  
様式第10号

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合  
組合長理事

保 険 金 請 求 書 （ 引 受 方 式 ） （ 〇 回 目 ）

（以下略）

＜改正後＞  
様式第11号の1

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合又は市町村  
組合長理事  
市町村長

保 険 金 仮 渡 し 請 求 書 （ ○ 回 目 ）  
金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産（共済目的）の仮渡し保険金）  
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

＜現行＞  
様式第11号の1

県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 殿

第 号  
令和 年 月 日  
農業共済組合又は市町村  
組合長理事  
市町村長

保 険 金 仮 渡 し 請 求 書 （ ○ 回 目 ）  
金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産（共済目的）の仮渡し保険金）  
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

〈改正後〉  
様式第12号の1

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈現行〉  
様式第12号の1

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

㊤

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈改正後〉  
様式第12号の2

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈現行〉  
様式第12号の2

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

㊞

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

（以下略）

〈改正後〉  
様式第13号の1

令和  
農林水産大臣 殿

年産（ 共済目的 ） 連合会当初評価高報告書（定期報告）

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

（以下略）

〈現行〉  
様式第13号の1

令和  
農林水産大臣 殿

年産（ 共済目的 ） 連合会当初評価高報告書（定期報告）

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

㊟

（以下略）

〈改正後〉  
様式第15号の1

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

再保険金請求書（〇回目）

金 \_\_\_\_\_ 円也 （ただし、令和 年産農作物再保険区分（再保険区分）の再保険金）  
上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

〈現行〉  
様式第15号の1

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 印

再保険金請求書（〇回目）

金 \_\_\_\_\_ 円也 （ただし、令和 年産農作物再保険区分（再保険区分）の再保険金）  
上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

<改正後>  
様式第16号の1

農林水産大臣

殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事

再 保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産農作物再保険区分（再保険区分）の再保険金概算払）  
上記の再保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

<現行>  
様式第16号の1

農林水産大臣

殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合連合会  
会長理事 @

再 保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産農作物再保険区分（再保険区分）の再保険金概算払）  
上記の再保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

〈改正後〉  
様式第17号の1

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）

（以下略）

〈現行〉  
様式第17号の1

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

㊤

㊤

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）

（以下略）

＜改正後＞  
様式第17号の2

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式又は災害収入共済方式の政府保険認定区分）

（以下略）

＜現行＞  
様式第17号の2

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

㊤

㊤

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）  
（品質方式又は災害収入共済方式の政府保険認定区分）

（以下略）

<改正後>

様式第18号の1

令和 年産（ 共済目的 ） 特定組合等当初評価高報告書（定期報告）

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

（以下略）

<現行>

様式第18号の1

令和 年産（ 共済目的 ） 特定組合等当初評価高報告書（定期報告）

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事 印  
全国農業共済組合連合会  
会長理事 印

（以下略）

<改正後>

様式第19号

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

保険金請求書（○回目）

金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産農作物政府保険区分（政府保険区分）の保険金）  
上記の保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

<現行>

様式第19号

農林水産大臣 殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

㊞

㊞

金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産農作物政府保険区分（政府保険区分）の保険金）  
上記の保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

<改正後>  
様式第20号の1

農林水産大臣

殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産（農作物政府保険区分）の保険金概算払）  
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

（以下略）

<現行>  
様式第20号の1

農林水産大臣

殿

第 号  
令和 年 月 日  
県（都道府）農業共済組合  
組合長理事  
全国農業共済組合連合会  
会長理事

保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 \_\_\_\_\_ 円也（ただし、令和 年産（農作物政府保険区分）の保険金概算払）  
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

（以下略）